

奨学生募集要項（2026年度）

No. 36

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	日本証券奨学財団		
2026 募集依頼人数	2名（全国で40名程度） ※学部2年次の在籍者1名以上を含む		
募集学年	学部2年生 修士（博士前期）課程1年生 博士（博士後期）課程1年生 専門職学位課程1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部、全研究科		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 自宅生：90,000円 自宅外生：110,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	学部生：22歳以下 修士（博士前期）課程・専門職学位課程：25歳以下 博士（博士後期）課程：28歳以下
就労制限	社会人学生不可	出身地制限	無
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">・他の奨学金（日本学生支援機構の貸与奨学金を除く）との併給・併願不可・授業料免除に相当する奨学金等との併給は、原則として可・学内での事前面談あり (採用された場合)・財団が主催する行事（授与式・奨学生懇談会・奨学生の集い・修了式など）に必ず出席できる者・奨学生修了時には、「証券奨学同友会」に加入し、勤務先や居所の変更の報告を行うこと		

2026年度奨学生募集要項

2026年2月2日

公益財団法人 日本証券奨学財団

本財団は、将来社会の各分野において指導的役割を担う志のある資質優秀な学生を支援したいと考えており、この奨学金は、そのような学生の大学及び大学院における学業及び研究遂行のために給与するものです

1. 奨学金の特色

- (1) 専攻分野は制約しません
- (2) 奨学金は給与であり返済の義務はありません
- (3) 学業修了後の進路は本人の自由です

2. 奨学金の額

自宅通学者：月額 9万円

自宅外通学者：月額 11万円

- 原則、毎月下旬に直接本人に送金します
- 初年度の最初の奨学金は4月から7月の4か月分をまとめて送金します
- ※ 給与期間は、学部或いは各課程の最短修業年限とします
- ※ 通学区分が変更となったときは、奨学金の額の見直しを行います

3. 採用予定数

40名程度

4. 応募対象者

本財団の求める人物像に適う者であり、以下の(1)から(3)に該当する者であって、家庭環境を考慮し学資の援助をすることが必要である者とします

- (1) 本財団が指定する大学に在籍する学部2年生、修士・専門職学位課程1年生又は博士課程1年生であって、本年4月1日現在において、学部生22歳以下、修士・専門職学位課程生25歳以下、博士課程生28歳以下である者
 - (2) (1)を満たし、指定大学※からの推薦を受けた者
※ 指定大学については財団ホームページをご確認ください
 - (3) 他の奨学金等（日本学生支援機構の貸与型奨学金及び所属大学・大学院による授業料免除或いは授業料免除に相当する奨学金等を除く　以下同じ）を受給又は応募（予定を含む）していない者
他の奨学金等の受給又は応募（予定を含む）及び授業料免除相当との判断については、所属大学へ確認を受けることが必要です
- (注) 本財団の奨学生に採用された後に他の奨学金等を受給することとなった場合は、併給にあたる期間の奨学金を本財団に返還のうえ、本財団の奨学金は辞退していただきます

5. 応募方法

以下の書類を4月22日までの間に大学を通して本財団に提出してください

(注)学内の募集及び選考、推薦等については大学によりその方法が異なりますから、所属大学の奨学生担当に問い合わせてください

- ① 奨学生願書一式(写真貼付)(学(総)長名の推薦書、指導教員所見、同意書等を含む)
- ② 成績証明書(直近のもの(コピー可))
- ③ 住民票の写し(過去6か月以内に発行されたもの(コピー不可))又は在留カード
若しくは特別永住者証明書のコピー(応募者本人と二親等以内の者全員及び扶養者と同居している親族全員分(別家計の者を除く))

(注) 提出書類は一切返却しません

6. 選考方法と決定

奨学生選考委員による書類審査及び面接審査を経て奨学生選考委員会が選考し、理事会が決定します

結果は6月中下旬(予定)に大学学(総)長に通知します

(注) 書類不備(記入漏れ(申告漏れ含む)、書類の不足等)は選考時において不利になる可能性があります

7. 奨学生の義務

奨学生に採用された場合は、以下の義務を履行すること(奨学生の義務を履行していないと判断された場合は、奨学生の休停止または廃止等となる場合があります)

- (1) 将来社会の各分野において指導的役割を担うべく、研鑽に勤しむこと
- (2) 奨学生としてふさわしい態度と行動をとること
- (3) 奨学生は大学及び大学院における学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には使用しないこと
- (4) 本財団への報告や届出等を遅滞なく行うこと
- (5) 本財団の実施する以下の行事に必ず出席し、大学、専攻、世代の垣根を超えた親睦に努め、互いに高め合うこと
 - ・奨学生授与式(2026年度採用の奨学生が対象・2026年7月7日(火)予定)
 - ・奨学生懇談会(10月予定)
 - ・奨学生の集い(大学別に現役奨学生、奨学生修了者、大学及び本財団役員等により実施・10月~12月予定)
 - ・奨学生修了式(修了年度の3月上旬予定)
- (6) 奨学生修了時に「証券奨学同友会」※に加入し、勤務先や居所の変更の報告を行うこと

※「証券奨学同友会」とは、本財団の奨学生の給与を受けた者が修了時(飛び級や学術振興会研究員となるため及び他の奨学生等を受給することによる奨学生の辞退を含む)に加入する組織であり、その目的は、会員相互間の親睦、協調をはかることにより本会及び本財団の発展に寄与することであり、本財団の補助を受け、会員相互間或いは在学奨学生との連携をはかる等の事業を行っています

8. 博士課程進学者に対する奨学生について

2026 年度採用奨学生（修士課程生に限る）が博士課程進学を希望する場合に、一定の条件を満たした者を引き続き博士課程の奨学生として採用する奨学生制度の導入を予定しています

◎ FAQ 及び願書提出後の選考スケジュールについては本財団ホームページをご覧ください

以 上